

尾張旭市監査公表第23号

令和6年4月26日付け尾張旭市監査公表第15号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年4月30日付け6こ第49号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年5月30日

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 大 島 も え

こども子育て部こども課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしているが、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）システム運用支援業務において、予定価格が同条に定める金額を超えるにもかかわらず、公表が行われていない。公表の事務として「随意契約の内容の公表」の作成及び総務部総務課への電子データでの送付が必要である。	契約の決裁事務において、「随意契約の内容の公表」は作成していたものの、電子データの送付を失念していたため、早急にデータを送付し、ホームページ上で公表を行った。 今後は送付漏れ等がないよう随意契約の内容公表が必要な事務については、データを格納するフォルダ内に注意喚起のメモを作成し、再発防止に努めます。